

会 議 録

会議の名称	第5回（仮称）小牧市中小企業振興基本条例検討委員会					
開催日時	平成28年2月9日（火） 午前10時～午前11時30分					
開催場所	会議室2-4					
出席者及び欠席者	<p>【委員】</p> <p>○出席者 山北晴雄委員長（中部大学経営情報学部教授）、金田学委員（愛知県産業労働部）、秦野利基委員（小牧商工会議所）、磯村太郎委員（愛知中小企業家同友会）、村上直之委員（住友理工株式会社）、清水克友委員（三菱東京UFJ銀行）、原田和幸委員（東春信用金庫）、神戸徹委員（小牧市地域活性化営業部）</p> <p>○欠席者 峯岸信哉副委員長（名古屋経済大学経済学部准教授）、柴田修司委員（中小企業基盤整備機構）、田中節直委員（小牧市発展会連絡協議会）、</p> <p>【事務局】</p> <p>澤木次長、松浦課長、浅野係長</p>					
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	傍聴定員	3	傍聴人数	2
会議次第	<p>1 委員長あいさつ</p> <p>2 議事</p> <p>（1）第4回委員会の議事報告について</p> <p>（2）各委員からの意見交換</p> <p> ①条例（案）について</p> <p>（3）パブリックコメントについて</p> <p>3 その他</p>					
問合せ先	小牧市役所 地域活性化営業部 商工振興課 商工労政係					
会議内容	別紙1参照					

全部記録 要点記録

会 議 内 容

1. 委員長あいさつ

おはようございます。いよいよこの検討委員会は本日が最後の委員会となりました。本日の議事ですが、条例案につきまして最後の意見交換ということで、前回第4回のご議論、あるいは正式な条例にするために細かい字句の修正をさせていただいておりますので、こういった点を踏まえまして最終のご確認をして頂ければと思います。漏れの無いよう最後のご確認どうぞよろしくお願いいたします。

2. (1) 第4回委員会の議事報告について

第4回の委員会の議事について、事務局より説明した。

(2) 各委員からの意見交換**① 条例（案）について**

条例（案）について、事務局より説明した。

条例（案）について、各委員からの意見交換を行った。

委員長 はい、ありがとうございました。ただ今、事務局より資料6に基づきまして前回のご議論でいろいろご意見をいただいた点、あるいは文書法規からの字句の細かい修正等で、そういった点を踏まえまして旧案から新案への説明をしていただきました。今この新旧案の変更につきまして、皆様からのご質問、ご意見等を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

秦野委員 じゃあよろしいのでしょうか。事業の継承とか創業について明確に条例にうたわれたということは非常に良かったのではないかなと思っています。気になるところが2点ありますので申し上げたいと思います。

第5条の第4項ですね、「中小企業者は、自らの経営力を強化するため、商工会議所、中小企業団体等を積極的に活用し、経営等に関わる情報収集に努めるとともに、中小企業者相互の交流に努めるものとする。」というふうに書いてあるのですが、この「中小企業者相互の交流に努めるものとする。」これは大企業は入らないのかと。なんていうのですかね、似たような文章が第6条にもうたってありまして「小規模企業者は基本理念にのっとり地域の特色を生かした事業活動に取り組むとともに、経済的社会的環境の変化に対応して事業の持続的な発展を図るため、他の小規模企業者又は多様な主体との連携及び協働を推進し」。これ小規模事業者は小規模事業者と交流して、中小企業者は中小企業者と交流をしろみたいなね、なにか同じ階層のやつと交流して連携しろというふうに読み取られないかな。結局、企業者にも当然小規模企業でも大企業との交流

もあるでしょうし、なんか私的には「他の企業者」みたいな、中小企業者とか小規模企業者、連携先をここであえて絞ってしまうのではなくて、大企業も含めてという意味では「企業者」にしたほうがいいのではないのかなと。また確かに先ほどの説明では小規模企業基本法で特に第6条のほうですね、小規模企業者相互の交流だとか連携だとかみたいなお話がありましたけども、言葉をちょっと捉えていくと、小規模は小規模とみたいなふうに解釈されないかなみたいな。ちょっとそういった懸念を感じましたので。2点ですね、質問というか意見をさせていただきたいと思います。

委員長 はい、ありがとうございます。今、中小企業者の責務のところの第5条の第4項ですかね、それと第6条のほうで、同じ規模の中小企業者であれば中小企業者相互、小規模事業者であれば小規模事業者相互のということで、他の大規模企業等との相互交流あるいは連携というのがちょっと含まれないというふうに読まれる恐れがあるというご意見ありましたけども、この点についていかがでしょうか。

事務局はいかがですか、この点は。他のところで大企業それ以外との連携は当然あるとの前提にして、ここでは特に横のつながりを強調したとご説明ございましたけども、その点何か加える点ございましたら。

事務局 確かに言われるように中小企業者同士とか小規模企業者同士だけでなく、そういういろいろな企業者の方との交流ですとか連携が必要であるとは思っております。ただ、書き方としてこういう書き方をさせて頂いたのですが、考えとしては秦野委員が言われるようにいいと思っ

ているのですが。補足をさせていただきます。考え方としては今お話したとおり大企業との連携も当然あっていいとは思っています。ただ今委員長おっしゃられたとおり、縦型社会の縦のつながりは既存であるところですので、ここに「努めていく」という表現をあえて加えていく必要はあまりないのかなと。それよりもやはりこれから縦型社会の課題として横型社会への転換ということも言われております。そういった中で、やはり横とのつながりを強調した形で記載をしていく。そこがつとめだろうと書いていくほうが重要ではないかなと考えております。また、先ほど言われたとおり、小規模企業基本法の中で小規模企業相互というのが小規模企業者の努力の中で記載がされております。そこも含めて横のつながりを強調した形で書かせていただくほうがよりベターなのかなということでこういった形を取らせていただいています。

委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。特に横のつながりを強調したいということで。

秦野委員 まあ、確かにもっともな話でね、よく分かるのですがけども、この条例の持つ意味がやはり連携だとか協働というのを非常に大きなテーマとしていると僕は理解しておりますので、そういう言葉の中で皆さ

んに理解を図れる努力をさせてもらえばいいのかなという気がしました。

委員長 その他、いかがでしょうか。

磯村委員 第12条のところなのですが質問です。「大学等は、基本理念にのっとり民間企業並びに国及び地方公共団体」と書いてあるのですが、地方公共団体とは愛知県とかも含まれるのですかね。他の市とか。入るということで理解すればいいのですね。

委員長 そういう理解でよろしいのですね、全て含まれるということ。その他いかがでしょうか。

磯村委員 施策の推進に関わる措置と財政上の措置を入れ替えたのは何か意味あるのですか。単純な質問なのですが。第20条と第21条の。

委員長 第20条と第21条を入れ替えた理由というか、条文作成上のルールというものがあつたのでしょうか。

事務局 そうですね、文書法規のほうからの意見もありましてそれで、いろいろな施策等の推進をして、最後に財政的な措置を取るという形になるということでしたので。

金田委員 他の条例とかの並びだと思います。だいたいパターン的に最後になるのですよ、これ。県の条例でも市の条例でも。

村上委員 いいですか。第15条のところ創業のところ項目を別にして、「新たな創業」ということなのですが、「新たな創業」という言葉がかぶっていると思うのですが、これはこれで意図しているのですかね。「創業を促進すること」とかでもいいのかなと思うのですが。

委員長 この点はどうでしょう。第2創業とか。

事務局 実はこれ対象者がですね、創業とそれから第2創業、新事業促進です。当初、第1号のところに記載してあつたのですが、対象者が違うよねという議論がございました。そのため単純な創業、一番最初の起業から始まる創業を切り出す必要があるのではないかという議論から創業を下に持ってきております。そうすると第2創業ですね、例えば後継者の方が事業転換して新たに新分野の事業を始めるような第2創業はどこに入るのかということになりますので、それは私どもの考え方としては中小企業の新事業の中に入ると考えておまして、それを入れるとすると今度、第4号が創業を促進することになると第2創業も入るのかなということもありまして、先ほど「かぶっているよね」というのは確かにおっしゃられるとおり、文書をこのまま読むとかぶっているのですが、そこを分かるように、起業から始まる創業のことを指して書くために「新たな創業」としております。

委員長 これは他のこういった産業施策の中でもこういった用語というのは使ってらっしゃるので、全く知らない方だと第2創業を新事業の中に入れて考えるというのが出来るのかなというちょっと気はするのです

が。

事務局 逐条解説の中で新事業の定義を少し入れさせていただきました。そこで第2創業を含むものですよということで定義したので。ちょっと分かりにくいなと私も思いましたので、逐条解説のほうで新事業とは何かと入れさせていただいておりますので。12ページ。2段落目の解説のところに、新事業とは「第2創業を始め」と入れさせていただいて、中小企業の新たな事業活動を指しますということで定義をさせていただいております。

委員長 資料の5、条例案の解説の12ページの解説の上から2行目から3行目。新事業とはということで。ここで説明が入っているということですね。

事務局 確にかかぶっているということはおっしゃられるとおりでと思いますが、なくしてしまうと第2創業をどうするのかということがあったものですから、「新たな」とわざと書いております。

委員長 そうするとこの用語の解説の中で例えば「新たな創業」というのは全くまっさらの初めからの創業だっていう解説というのは入れられますかね。

事務局 第4号の説明の中では、新たに創業が促進されるよということで一応表現はさせていただいておりますが。その下の方です。

委員長 あ、なるほど。ここで新たな創業と第2創業は違うのだよということを言っている。この解説をじっくり読むと第1号と第4号で新たな創業と第2創業は違うのだよということは分かるかと思うのですが、確かに条文だけ読むとなかなか難しいかなと思いますがいかがでしょう。

村上委員 置き換えるとすれば、例えば第4号は起業にしてしまうかという話なのですが、新たに起業を促進することよりこの創業という言葉がいいかなと思いますけど。

委員長 用語解説で新たな起業というのがありますので、新たじゃない起業というのが、第2起業ということはあまり聞いたことないですけど。新たに起業創業というのを並べちゃっているので、難しいですね。

磯村委員 経緯としては第2創業というか事業基盤があるものから転換していくものと、一から創業していくのは大変さが違うのだと、そういうことが背景にはあって、切り出してというようなことを聞いてくださってという経緯なのですけど。

秦野委員 新たな創業というのがいいのか起業というのがいいのかいろいろ観点があるので、本当はそこらへんの調整を取りながら、非常にわかりやすいつながりやすいものにまとめるのが筋なのではないかなと思いました。確かにおっしゃるのは創業と第2創業があるよというのは、なかなか条文を解説なしで読むと理解しづらいということかな。ちょっと

あるといえはあるのですけど。

金田委員 起業と創業というのは用語的にはどう違うのですか。

秦野委員 新たなというふうなことがついてるから、今まで業を起こしたことがないという意味としてということですよ。

原田委員 1番は第2創業というのはすぐに分かりますよね、第1号のほうは。ですから第4号のほうを例えば新たなを取っちゃって、解説にあるような起業創業を促進することと書くと、新たなというふうに読めませんか。

金田委員 それでやれば問題解決ですね。分かりやすいかもしれない。

委員長 この解説のほうに合わせるということだと思いますが、この解説そのものはどうしましょうかということですよ。ここも直し。そうすると合わせないといけないのかなとも思うのですが。

事務局 今のお話ですと創業というのが分かりにくいというお話だと思うのです。そうだとすると、もし起業という言葉を使うのであれば新たなは必要ないですし、創業という言葉を使うとすれば新たにというのが加わってくるころだと思いますので、この起業という言葉に置き換えるのであればそのまま使った方がよりまとまりやすいのだろうと思います。先ほどの創業の部分ですね、起業創業どちらがベストな言葉かなかなか難しいところですが。

村上委員 これは結構ワンセットで使うことありますよね。

事務局 ただ条文ですので二つ並べると。

金田委員 たぶん起業創業と並べると、じゃあどう違うのだという話になる。創業のほう古い言葉というか昔からある言葉で、起業というと結構新しい言葉なのです。たぶん法令用語だとか補助金の名前で創業補助金というものはあっても起業補助金というものはあまりないですよ。起業というとたぶんあとで出来た言葉なのです。会社等で創業何年というじゃないですか。昔は業を起こすと棚だとか会社作るのが当たり前だったので、会社が出来、組織が出来ることと業が出来を一緒に合わせて創業みたいな形と呼んでいたのですけど、最近身は文起業とか生きがい起業とか、個人の身分は変わらないのだけど仕事だけ始めてみようかなという形態が出てきて、その頃なのです。起業という言葉が出てきたのは。だからたぶん創業は法令用語になっても起業は法令用語になっていないのではないかなという気がするのですが。起業は一人みたいな感じですかね。で、創業は法人。暖簾やら会社やら一緒に。だから起業というとたぶんここ20年くらいじゃないですかね。正式にいえばたぶん創業の一部なのです。

清水委員 起業の方がベンチャーをさすことが多いのかな。

秦野委員 だからひとりで始めるというようなところですよ。起業家セミナーは結構ありますけど、創業家セミナーはあまり聞いたことない。

事務局 文書法規と確認させていただきまして、まあ最悪ちょっとこのままでお願いする形になるかもしれませんが。

金田委員 逆に言えば法規審査が新たな創業を認めたのだ、こういうことにいちばんこだわるのですよね、同じ用語を重ねるのは絶対許さないというのが法規審査のパターンですので。

事務局 少し確認をさせていただいて。こちらの方にお預けいただけたらと思います。

委員長 では、この点につきましては文書法規といろいろご議論いただいてということにしたいと思います。よろしくお願ひします。それ以外の点はいかがででしょうか。

そうしましたら続きまして、(3)パブリックコメントについて、事務局のほうからご説明いただければと思います。

(3) パブリックコメントについて

パブリックコメントの進め方等について、事務局より説明した。

パブリックコメントの薦め方等について、各委員からの質問等を伺った。

委員長 ありがとうございます。パブリックコメントについてご説明いただきましたが、このパブリックコメントのありかた等について、何かご質問はございますか。

磯村委員 商工会議所の会員等に配布とかは難しいですか。

秦野委員 それはたぶん可能だと思うので、一回ちょっと検討させていただきます。まあ告知だけは十分にやらないといけないのかなと。

金田委員 意見が出る、出ないではなくて、知っていただくってことが。

秦野委員 そうですね、それが一番大事ですので。

秦野委員 3月から4月にかけては結構いろいろな業者の集まりとか組合だとか協会だとかあるので、そこで周知が図れるように会議所の中では何かできればやらせていただこうと。

磯村委員 総会というのは業界団体の総会とかですよね。そういうところであげていただけると一番。

委員長 市の方ではそういった計画はあるのでしょうか。業界団体と何かとか。

事務局 あくまでパブリックコメントですので、出来たものではなくて意見をいただくものですので、市から団体のほうに説明するということはありません。制定した後については、積極的に周知を図っていかなければいけないというのはありますので、そういった団体の方々に説明させていただくことはあろうかと思ひます。条文がこのままパブリックコメントと一緒にままとする保証は現時点ではありませんので、パブリックコメントした後、議会の方に提案させていただいて、可決された条文に

についてはそういった周知を図っていききたいなとは思っております。

磯村委員 下手に周知すると、面倒くさくなりますか。

秦野委員 結構こういう条例というのは意見が来るものなのですかね、どうなのですか。

金田委員 通常はほとんどきませんよ。

神戸委員 最近2件あったのですが、基本計画とかそういうもの、条例ではないのですが、数名、10何件の意見いただいたというのは最近ありますので。

パブリックコメントの周知はだいたい今言ったような同じような周知をとっています。

秦野委員 こういったものに興味がある人が何人かいるということはあるでしょうね。市が決めるものに対していろいろ精読して、こういうところはどうかと意見を言うてくださる方もおられるので。

ただ大切なのは事業者の目からとか、ただ本当に多様な人たちが関連している条例なので、いろいろな人から意見がいただければいいですよ。

磯村委員 市民の方から意見をいただく。

秦野委員 それが一番いいですよ。

委員長 その他パブリックコメントにつきましていかがでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいようでしたら続きまして、(4)条例制定までのスケジュール等について、事務局のほうからご説明をお願いします。

(4) 条例制定までのスケジュール等について

条例制定までのスケジュール等について、事務局より説明した。

委員長 ありがとうございます。条例制定までのスケジュールということでご説明いただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは最後になります。3番につきまして、事務局よりお願いします。

3. その他

事務局より、マイナンバー制度が実施されたことに伴い、源泉徴収票が必要な支払いについてはマイナンバーを確認させていただきたいことを説明した。

委員長 はいありがとうございます。これをもちまして、本日の会議は全て終了ということになります。今回をもちまして、昨年3月より5回にわたって開催してまいりましたこの検討委員会はすべて終了いたします。

この間、委員の皆様からは非常に活発な議論いただきましてありがと

うございました。御礼申し上げます。今日最終の案をご検討いただきまして「小牧市中小企業振興基本条例」ということで最終案としてまとめることができました。このあと先ほど事務局からご説明ございましたけれども、議会に提案され、議会の承認が認められますと正式に制定されるという運びになります。この条例が中小企業の振興ということですが、それだけでなく地域社会の発展と市民生活の向上に寄与し、最終的には市民憲章にありますように「希望と働く喜びのある活気あふれるまち」、こういったものの実現に向けてこの中小企業振興基本条例が役に立っていただけるということを願っております。

非常に拙い進行で申し訳なかったのですが、委員の皆様、本当に1年間どうもありがとうございました。